

# 最高裁・判決を目前に想う

平成22年6月

歯科医療を守る国民運動推進本部 代表 脇本 征 男

## 1 歯科技工海外委託問題の勃発

歯科技工の海外委託問題訴訟がもうすぐ最高裁判決を控え、この裁判の終結に至るこの時、これまでを振り返って所感を申し述べさせていただきます。

第一に、先ずはここまで、皆様方に賜りました温かくて熱いご支援とご協力に対しまして、満腔の敬意と深甚なる感謝を申し上げる次第です。

歯科技工の海外委託問題は10数年以上も前から取り沙汰され、その初期段階で社団法人日本歯科技工士会代議員会では「決議文」を採択しております。

その内容は下記の通りです。

### 決 議 文

歯科技工所による歯科技工の海外再委託は、歯科技工士法及び関係法令上違法である。その根絶を図るため、歯科技工士法の本来の趣旨を再確認し、良質な歯科医療の継続的な確保のため、本部、支部が一体となり厳しく対応する。これを本代議員会の総意として、下記のとおり決議する。

- 一、「海外への再委託は断じてしない」
- 一、「海外への再委託は断じてさせない」
- 一、「違法行為には法をもって断固対処する」

平成11年9月19日  
社団法人日本歯科技工会 第70回代議員会

当時の日技ではこのような動きがあり、代議員会に関与したどなたもが、この問題は短期間の内に解決するものと思っておりました。折しも私も東京都技選出代議員として決議に加わったひとりであります。当時、愛知県技では問題の渦中にあり、県技全会をあげて真剣に取り組み、立法、行政に対して熱心に運動を展開し、愛知県議会で

は「行政指導」まで引き出し解決を見たのです。しかしながら、この決議文に沿った日技の活動はほとんど見られず、いわば野放し状態が長年続けられておりました。

## 2 厚生労働省と折衝

その頃、いったん沈静化に向かったかに見えた愛知県の違法仲介業者の、インターネットの「厚生労働省の認可を得た」という書き込みを入手し、厚生労働省歯科保健課を訪ね、課長、課長補佐、技官に会えた事からそもそもの問題は始まったのです。

平成15年6月12日のことでした。最初は「そんなことは知らない。単なる風評ではないのか。」と言っていたのが、「我々が相手にするのは国会議員が業界団体だ。」から始まり、海外委託は「自由診療に限り歯科医師は可能。保険はダメだ。指示書も要らない」。等々、これが行政の「歯科技工士法」軽視の根本的考え方と思われる発言に、「ニューヨークのスラブ街に行ったら、死骸がごろごろしている。そいつ等からペースメーカー取り出して日本に持って帰って使っても違法にはならないんだよ。」と言う言葉でありました。これが歯科医療業界を管理監督する行政の言動かと、呆れる論評の羅列でありました。しいには「細々とやってる技工所くんだりは何で海外委託などにめくじらたてるんだ」に続いて「我々は警察ではない。違法性があるのなら警察へ行ってくれ。この問題は、刑法だ！刑法だ！」と大声でわめき散らすに至ってはほとんどあきれ果て、合点がいかないままほうほうの体で退散したのです。

## 3 東京都歯科技工士会に対策本部を設置

その後の運動は、地域警察署から警視庁、行政評価局、地方裁判所、弁護士会館、政治家等への相談と問題説明に奔走し、平成16年6月、社団

法人東京都歯科技工士会に「遵法・歯科技工の海外委託問題対策本部」を設置するに至ったのです。

そこでは弁護士2名と契約し、平成17年3月、行政に対する「上申書」を完成させそれを携え、日技の仲介を得、歯科保健課に本部員全員で訪省し、課長補佐に面談したのですが、直接の回答は得られず、「後日、日技を通して回答する」ということで引き下がったのです。

その間も、これまで通り、日技には緻密に連絡し、相談しながら進める中、平成17年6月の都技代議員会総会において「違法業者を刑事告発すべし」の決議がなされ、平成17年7月15日、時の社団法人代表者の名において警視庁に対し「刑事告発」に踏み切ったのです。ご承知の通り、「厚生労働省の見解がなければ正式受理できない」というものでした。そこで、都技連盟に親交ある政治家にお願いし、連盟の活動も重厚に推し進めようとしていました。

その後も、再三にわたり日技に対し厚生労働省からの「回答」の有無を確認したのです。「まだ無いが、来月何か文書を出すとやっている」そしてその内容を日技理事会で諮っている旨を聞いたのです。都技の対策本部は、弁護士まで雇い2年間にもわたり真摯に日技に伺いを立てながら、問題解決のために運動を推進してきた手前、コピーをFaxでも結構だから見せて頂くようお願いしたのですが断られたのです。更に、都技対策本部は、「日技がやると言ってるから」ということで、通達が発出されて一ヶ月余りの平成17年10月30日をもって解散されたのです。

#### 4 厚生労働省「17年通達」発信

平成17年9月8日、発出されたのがあの悪名高き「17年通達」であります。その要旨は、歯科技工士法17条を無視し、別添として歯科医師が医師として法律以前の常識である倫理項目、7項目を守れば容認されるというものでした。

これでは、あの第70回代議員会の決議を日技執行部自らが、会員及び全歯科技工士を裏切り反古にしたばかりではなく、まさに、言動不一致極まりない、違法行為の片棒を担ぐ結果となった事自体、慙愧に耐えませんでした。

歯科医師が指示をするのだから、誰に「指示」しよう、歯科技工士には関係がないことだと言わんばかりの業界組織の考え方には、指導者として、業界唯一の組織代表としての遵法精神の微塵も感じられず、威厳の一片もありません。

この事情を知れば、当然の事ながら厚生労働省に反論することは出来ず、日技ホームページに「17年通達」を4年半も掲載し続けその普及に努め、更に厚生労働省に迎合し同じ立場を貫いている様は、なんと悲しい実態であり、国向き、歯科技工士に背信、のこの姿勢さもありません。

#### 5 法廷闘争への決断

当初から強い志をもち、違法行為に立ち向かってきた歯科技工士の胸の内は、ふんまんやるかたなく、組織に対する不信感や懐疑心がつり、事実究明と正義感が極限に達し、「組織がやらなければ個人でもやるしかない」と決定付けるまでには、大した時間を要しませんでした。

結果的に法廷闘争しか選択の余地がないと決断し、原告80人で裁判に踏み切ったのであります。それまで、訴訟の目的と内容等を相談してきた8人目の弁護士、最も信頼でき、人間的にも優れ、正義感の強い現在の川上詩朗弁護士に巡り会い、訴訟を提起することができたのです。そして、訴訟手法として「刑事訴訟」は都技対策本部の段階で「玄関払い」という煮え湯を飲まされているだけに、「民事訴訟」の手法をとり、まず一步、訴訟の土俵へ上ることを最重要視したのです。訴訟費用は当座は原告団負担とし、国民歯科医療の危機問題の性格上、あとはカンパにおすがりすることを決定させて頂き、現在まで広くお願いを申し上げて参りました。

#### 6 日歯、日技へのお願い

訴訟提起直後、弁護士と共に日歯、日技にご挨拶に伺い、訴訟の説明報告と今後をお願いを申し上げて参りました。日歯の常務理事さんは「歯医者やってるわけがない」でした。日技は、担当常務理事さんがお二人、「目指す方向は一緒です。ガンバって下さい」でした。私からは、「邪魔だけはしないでください」の一言。その時、弁護士からは「私たちは訴訟という手段で問題解決に立ち向かいます。目指す方向が一緒と仰るなら、日技しかできない手段があるはずですよ。ご尽力願いたい」と申し上げて参りました。

私自身、人間として、歯科技工士として、志をひとつにする仲間たちと共に、個人として至極の難題に取り組むにあたっては、正真正銘、歯科技工士の一分に賭けて、自らの生命をかける覚悟で突き進んで参りました。

#### 7 日技の自覚と責任を問う

日技は多くの役員が全国からそろい、潤沢な資金にも恵まれ、事務所があり、事務員もおり、環境は十分に整っております。その形式的に恵まれた組織環境は、全国の会員の血税たる会費によって醸成されているに他なりません。その日技役員も含めた会員、非会員を問わず全歯科技工士が、ここに存する基本法である「歯科技工士法」が侵害されていることへの訴え、自分たちの歯科技工士法を守るための運動に、組織を挙げて傾注できないのはなぜなのでしょう。

真に国民社会のために生きる業界団体が「公益法人」としての存在価値とはどんなものなのでしょう。

ようか。社員の権利、義務があやふやにねじ曲げられようとしている現在、国民に奉仕する事が目的であるはずの非営利業界団体として、訴訟を起こすことすらも叶わないという理由とは何なのでしょうか。

この裁判は、単なる個人の損得の係争ではありません。国が布いた制度を、国自らが法律をねじ曲げ、御し易い組織執行部と癒合して、事の本質を歪めようとしている、まさに民主主義国家の法治国家であるわが国において、国民主権を冒瀆する大罪を侵していること甚だしく、行政の責任はもとかわ、業界組織執行部の責任は厳に問われるべき重大事実であります。

歯科技工士個人が正義感に燃え、国の非合理にたちむかっている時、それを受けとめる度量のない組織に対するジレンマと懐疑心は、底知れぬものがあります。

長い間、司法に判断を仰ぐことを具申してきたにも拘わらず、それが出来ない根拠、回答が、「現行法では不備、穴が多くて戦えない」だけでは、真に法律の制定意義も省みず、あやふやのまま業を為していることを自認し、「歯科技工士の確立」など絵ゾラごとの空中分解寸前の体を露呈していること自明であります。

現状で、若い人の離職、平均年齢50代が36%超、驚異の収入減や過剰就労時間等、他と比すまでもなく目を覆いたくなる劣悪環境にあって、将来に希望を持ってとか個々の自覚を啓蒙罵声したところで、徒勞の組織運営の実態が浮き彫りにされるだけであります。

## 8 歯科技工士法の重み

50数年前、先人の血涙の努力によって制定された歯科技工士制度は、確かに現状の諸課題は想定外の多きに直面していることは事実であります。しかし、わが国で歯科技工士と言えば、私たちしか存在しないのです。そして、資格獲得運動によって、獲得し、与えられた免許は「かけがえのない宝物」なのです。

まさに今、問題の重大性を捕らえ議論が沸騰し、メディアに取り上げて頂いて以来、大きな社会問題にもなっていること自体、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす重要な職業であることの証であります。

この時だからこそ、歯科技工士自らは勿論のこと、それを束ね指導的立場にある業界組織は尚更のこと、基本に立ち返り、「歯科技工士の自覚と責任」を内外にその至誠を示すべき時であると考えます。

この基本姿勢をおろそかにしたまま、形式的組織運営がこれまで通りのパフォーマンスされた高邁運営では、劣悪環境業界として自認しながら、それを是正も出来ず、ただ崩壊に向かって導かれることが予想される現状、そんな組織にお付き合いしたいと考える程余裕のないのが現場で

汗し、業に精励している歯科技工士の偽らざる心境ではないでしょうか。

一歯科技工士が、自らの存在意義に思いを馳せ、歯科技工士としての「自覚と責任」を持って業を為し、一方、業界組織は基本となる「制度・法律」を侵害されても国の言うがまま行動を起こさない、起こせない、まさに、業界組織の自滅を示唆しているものと考えざるを得ません。

例え相手が国であっても、間違いは間違いとして、それらを是正するために敢然と立ち向かうことこそが、今業界組織に求められていることではないかと確信致します。

歯科技工士は国家資格者なのです。一般国民と区別までして「免許取得」のため、所定の教育機関を卒業し、厚生労働大臣の定める「国家試験」に合格し、れっきとした医療従事者としての「免許取得者」なのであります。

現実社会において、少子高齢化が叫ばれて久しいが、歯科技工士の社会的貢献度は益々その需要度を増し、国民皆保険制度のわが国において、必要不可欠であり、重要な職業であることは周知の事実であります。

## 9 歯科技工士の専門的技術評価

法律上では、歯科医師は事実上歯科技工士ができることになっているものの、教育制度において、昭和58年度の歯科医師国家試験実施から補綴部門の実技試験項目が削除されていることを見るにつけ、国は、実質的にわが国の歯科補綴は歯科技工士に委ねる政策方針であることが垣間見られます。

従って、国民歯科医療の安全性確保と国民の安心のよりどころとなる歯科医療体勢構築のために、歯科技工士こそが求められる歴史的事実と、まさに、その時期が今であることを確信致します。

そして、全歯科技工士が遵法精神を発揮し、医療従事者としての自覚と責任の名において、歯科技工士の海外委託問題を是正し、世界に確たる歯科技工士制度の維持、充実、発展に大いなる貢献を果たさなければ、せっかく国民の健康、生命確保のために業務独占が付与され崇高な「歯科技工士免許」という国家資格を保持しながら、自らの自覚も打ち捨て、責任から逃避する現状を見るに付けて、国民は許してはくれないでしょう。

法律的に、歯科医師の発行する「指示書」に基づく補綴物作製の代理人はいても、歯科技工士の代理人は存在しません。それ程、歯科技工士の存在は重要なのであります。

## 10 裁判による画期的な効果

各地方自治体から国への「意見書採択」も、50府県市町村にも及び、人口2,200万人を超えるという驚異の成果を上げて頂いております。今なお審議中の自治体も多数あると聞き及んで

おりますので、継続して陳情、意見書提出のご協力を重ねてお願い申し上げたいと存じます。

マスコミ各社もそれぞれの思惑で、しかし一般社会常識に則っても許し難いこととして取り上げて頂いておりますが、四大新聞をはじめ、地方紙、業界紙、週刊誌、政党新聞、スポーツ紙、ラジオ、テレビ等、数えるにいとまがありません。

特に、平成22年3月6、13日、の2回にわたるTBS・TV特番「NEXT」は、全国的に放映され、その反応は驚異を超越してそのご努力を思う時、感歎に与えるものがありました。

このTV放映がきっかけとなり、3月30日、厚生労働省は第2次「通達」の発出をし、また「通達」のこと以外、今までこの問題に関して何の意思表示もしなかった日歯が、関係5団体（日技も含む）で協議会を立ち上げて協議していく旨、公表したのです。

私たちは訴訟提起以前、厚生労働省に対して再三にわたり、違法業者に対しての指導や処分を求めたり、海外委託の実態調査実施等をお願いしてきたのですが、いずれも「必要ない」という回答だけでしたが、平成19年6月22日に訴訟提起した途端に、その年の年末には調査研究班を立ち上げ、21年4月には結果を報告しました。しかし、その内容の稚拙さを指摘され、追って2次調査を実施し、22年5月にその報告をしております。内容は推して知るべし、問題の本質から悦脱した見当違いの材料観点と歯科医師の裁量に終始したもので、あくまでも歯科技工士法を無視した「物」に執着した懲りない調査結果報告になっており、納得のいくものではありません。

特に、5月27日（木）衆議院議員会館で行われた保団連の「国会内学習会」には衆参国会議員が8名、秘書4名参加して頂きましたが、全員が同じご意見で、現行法があるのだから、「製作は歯科技工士法を遵守し、材料は薬事法を遵守させることで、取り敢えず海外委託は禁止することで努力する」ということで誠に甚大な成果でした。以前から親交があり、相談に乗って頂いていた元衆議院議員の金田誠一先生をはじめ、此处へきて、国会質問や質問主意書それに意見書など、8人の超党派の先生方が怒りをこめて、この問題の解決のため活躍して頂いております。

政治にはお金が掛かると言いますが、私たちは一銭たりともお金をかけておりません。金田先生がおっしゃいました。「この問題は、行政も悪いが、立法にも責任がある」と。この問題の説明会には先生方に対して、必ずこのお言葉を使わせて頂いております。

材料やルートの安心や安全があって「国民」があるわけではありません。「国民」の安心・安全を確保、担保させるために法律があるのです。まず、法律を厳守することが第一なのであります。行政

はじめ、海外委託有りきの方々の考え方は、本末転倒で恥ずかしい限りで、猛省どころか断罪されなければなりません。

## 1 1 結びに

個人的に訴訟を提起してこの方、さまざまな誹謗中傷や、謂われのない悪口雑言を浴びせられ、日々胃痛に耐えながら気丈に生きて来ました。これも偏に、自らの至らなさを成せるわざと勇気に変え、裁判に没頭して参りました。

一方、深く感銘を受けたことは全国各地の隅々から、温かいご支援の励ましと共に、有り難いご支援金と支援者名簿収集のご協力を頂戴致して参りました。訴訟提起以来、ご支援金は600万円を超え、支援者名簿は22,045筆となり、裁判所に提出させて頂きました。皆様方のひとつ一つの真心があったればこそ、ここまでたどり着くことが出来たことが、今日あることを思うに付け、伏して満腔の敬意と感謝を申し上げます。今まで、おかげさまで弁護士の温かいご心情にも助けられながら、訴訟費用、弁護士報酬、運動費用等、滞りなく支払が出来る状態で参りました。これも偏に、ご支援ご協力を賜りました皆様方に、「感謝の一言」以外言葉がございません。まことに有り難うございます。

歯科技工業界の自浄作用もさることながら、個々の生活が困窮を極める現状に立ち向かうことも出来ない、しない、ことを良いことに、訴訟の本質とはずれて物流に関する輸出入の規制緩和の波に乗りさせようとする国の政策は、ごり押しで違法行為を合法化し、既成事実化させようとする作が見え見えで断じて許容することができません。

どこで、誰に作らせても「安くて、良い物だったら良い」では、法治国家であるわが国において、法律は必要無いこととなります。特に人の口腔内で生体機能として、又人工臓器としての機能する、人体の一部とも成り得る医療物の作製者、その医療従事者である歯科技工士の制度を、形骸化させ、崩壊させることを、法律を守らせ業界を管理監督する立場の行政自らが、違法行為の助長をもって画策していると言う事実です。

おかげさまで、私たちは、このような不合理と矛盾と理解に窮する国を相手に、3年半の間、法廷闘争を挑んで参りました。返すがえすも、歯科技工士は健全闊達な業界組織が必要であると確信致しております。

最高裁判決を目前にして、関係各位に心からの感謝を申し上げまして、この裁判を通して如何なる判決が出されようとも、歯科技工士制度の維持・充実・発展に寄与、貢献をお誓いし結びと致します。